

人事

市職員人事（6月1日付け）

▼部長相当職

▽総務部長 鈴木進一郎

▼参事相当職

▽総務部参事兼財政課長 白石孝之

案内

市民プールの開放

《東日本大震災の影響により、市民プールは屋内プールのみ開放します》

▽東風の台運動公園ふれあいプール（屋内流水プールおよび幼児プール）

●期間 7月2日(土)～9月4日(日)／毎週土・日曜日、海の日、夏休み期間（7月21日(木)～8月24日(水)）

●時間 ①午前9時～正午 ②午後1時～4時

●入場料 ▽中学生以上 100円 ▽小学生 50円 ▽幼稚園以下 無料（保護者100円）

☎ふれあいプール ☎3388

8 / 東教育振興課 ☎3314

社会を明るくする運動

7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です。

この運動は、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築くことを目的としたものです。今年で61回目を迎えるこの運動の一環として、7月14日(木)に市内で様々な啓発活動を行います。

☎本庁舎生涯学習スポーツ課 内2382

金婚夫婦の表彰

県老人クラブ連合会では、めでたく金婚式を迎えられる夫婦を表彰しています。

表彰該当者は、昭和36年1月1日から12月31日までに結婚された夫婦です。昨年まで申し込みをされなかった金婚夫婦も受け付けています。

●申込期限 7月20日(水)まで

☎本庁舎高齢福祉課 内272

白河市長および白河市議会議員一般選挙のお知らせ

投票日 7月10日(日)

「あなたの大切な一票」
棄権しないで投票しましょう。

投票時間

白河地域	午前7時～午後8時
表郷地域	午前7時～午後6時
大信地域	
東地域	

投票所

郵送される投票所入場券に記載されています。なお、今までの投票所と異なることもありますのでご注意ください。
※第6投票区「白河商工会議所」が「白河・西郷広域シルバー人材センター」に、第8投票区「白河第三市民体育館」が「横町会館」に変わりました。

投票所入場券

投票日または期日前投票には、投票所入場券を持参してください（入場券をなくしたり忘れても投票はできます）。

期日前投票の場所および時間

投票日当日に仕事や旅行などで投票できない方は、期日前投票ができます。手続きは、宣誓書に事由、氏名、住所などを記載します。印鑑は必要ありません。

期日前投票期間	7月4日(月)～9日(土)
市役所本庁舎	午前8時30分～午後8時
表郷庁舎	午前8時30分～午後7時
大信農村環境改善センター	
東庁舎	

いずれの期日前投票所でも、投票することができます。

なお、期日前投票日に満20歳にならない方は、不在者投票で投票できます。

投票できる方

平成3年7月11日までに生まれた方で、平成23年4月2日以前（転入届出をした方も含む）から本市に住所を有し、引き続き本市に住んでいる方

不在者投票

・指定病院などの不在者投票

県選挙管理委員会が指定している病院や老人ホームなどに入院、入所している方は、その施設で不在者投票ができます。詳しくは施設にお問い合わせください。※市内の指定病院等の施設（白河厚生総合病院、白河病院、田口病院、小峰苑、しらかわの里、ひもろぎの園、聖・虹の郷）

・滞在地先などの不在者投票

仕事や旅行などで白河市の区域外に滞在する方は、滞在地先の市区町村選挙管理委員会での投票ができます。なお、投票用紙の送付を郵便で行いますので、予定のある方は早めにお問い合わせください。

・郵便等による不在者投票

身体障害者手帳や介護保険被保険者証（要介護5）の交付を受けている方で、公職選挙法の要件に該当する場合、自宅郵便等による不在者投票ができます。投票を行うためには、「郵便等投票証明書」の交付を受けていなければなりません。

開票所

市中央体育館で、投票日の午後9時から開票を開始します。

開票速報

市ホームページで、開票状況をお知らせします。

選挙公報

選挙公報を7月9日(土)までに各世帯に配布します（届かない場合は、選挙管理委員会へご連絡ください）。

☎本庁舎選挙管理委員会 内2510

＜住基カードを作りますか＞

- 公的身分証明書として利用できます。
いろいろな窓口で、身分証明書の提示を求められることがあります。そのようなとき、住基カードは身分証明書として利用できます。
- 他の市区町村窓口で住民票を取ることができます。
出張先や外出先で急に住民票が必要になったとき、住基カードがあれば、他の市区町村窓口で住民票を取り寄せることができます。
- 市役所の執務時間外でも各種証明が受けられます。
本庁舎では、午前8時30分から午後8時まで、年末年始を除く毎日、住民票、印鑑登録証明書、所得課税証明書、戸籍証明を取ることができます。
※各庁舎の利用時間は、本庁舎と異なりますので、各庁舎にお問い合わせください。
- 証明手数料が減額されます。
自動交付機（住基カードがあれば利用できます）を使用すると、住民票や印鑑登録証明書など、特例料金で交付が受けられます。
- 申請場所 本庁舎、表郷庁舎、東庁舎（大信庁舎は震災により休止中）
- 受付時間 午前8時30分～午後5時
- 申請に必要な書類
運転免許証やパスポートなどの写真付身分証明書に加えて、健康保険証や年金手帳など（印鑑登録をしている方は、印鑑登録証を必ずご持参ください）。
- 手数料 500円（住基カード用顔写真撮影は無料）
- 本庁舎市民課 内2158／各庁舎市民福祉課 表郷☎②2113 大信☎④3974 東☎③42113

医療費の一部負担金等の免除

国民健康保険、後期高齢者医療の方で、東日本大震災により、住家の全半壊、全半焼（一部破損は含まない）、その他甚大な被害を受けた方が、保険医療機関または保険薬局で療養の給付を受ける際に一部負担金等の免除を受けるには、免除証明書が必要となります。詳細については、お問い合わせください。

●本庁舎国保年金課 内2172

地上デジタル放送の巡回訪問・相談窓口の設置

地上アナログ放送は、7月24日(日)をもって、福島、宮城、岩手の3県を除いた全国で終了となります。

3県については、その後1年以内に地上アナログ放送が終了する予定です。このため、広報車による巡回訪問や、地デジ相談窓口を設置します。

●《広報車による巡回訪問》
●日時 6月15日(水)～7月29日(金)（※土・日曜日を除く）
／午前10時～午後4時（市内）

（全域）

《地デジ相談窓口》

- 日時 7月19日(火)～22日(金) 24日(日)～26日(火)／午前10時～午後4時（市役所1階ロビー）
- 問 デジサポ福島☎024-505-1010／本庁舎企画政策課 内2398

「特定計量器」の定期検査

取引または証明に使う計量器は、計量法の規定により2年に1回、検査を受けるよう義務付けられていますので、期間内に受検してください。

●《集合検査》

- 対象 計量能力が500kg以下の電気式を除く計量器
- 対象地域 表郷・大信・東地域
- 会場・日時 ▼大信農村環境改善センター／7月19日(火) 午後1時30分～3時30分
- ▼表郷庁舎／7月20日(水)／午前9時30分～11時30分
- ▼東庁舎／7月20日(水)／午後1時30分～3時30分
- 《所在場所検査》
- 対象 電気式および大型のはかり（計量能力が500kg超え）は、計量士が直接出向

ライトダウンキャンペーン

環境省では2003年より地球温暖化防止のため家庭における消灯を呼び掛ける「CO2削減/ライトダウンキャンペーン」を毎年夏至の日を中心として行ってきました。2008年からは、夏至に加え、「七タライトダウン（クールアース・デー）」の呼びかけも実施しています。これらの取組は、電気を消すことでいかに照明を使用しているかを実感し、地球温暖化問題について考えていただくことを目的としているものです。

例年、夏至の日と七夕の2日間に実施していましたが、今年の夏はこれらに加え、特に節電が求められる6月22日から8月末日を対象に、自主的なライトダウンを呼びかける「昼も。夜も。節電ライトダウン2011」を実施します。各ご家庭でも消灯のご協力をお願いします。

●本庁舎生活環境課 内2164

午前10時～午後5時

●相談専用電話 ☎0120-1007-1110

●福島地方務局人権擁護課 ☎024-534-1994

「子ども権110番」強化週間

法務省人権擁護局と全国人権擁護委員連合会は、6月27日から7月3日までの7日間、全国一斉「子ども権110番」強化週間として、いじめや嫌がらせ、虐待、体罰など子どもの抱える人権問題について、電話相談を実施します。

東京電力(株)が今回示した、福島原子力発電所の事故により被害を受けた中小企業に対する仮払い補償の対象は、次のとおりです。

中小企業への東京電力の対応

法務省人権擁護局と全国人権擁護委員連合会は、6月27日から7月3日までの7日間、全国一斉「子ども権110番」強化週間として、いじめや嫌がらせ、虐待、体罰など子どもの抱える人権問題について、電話相談を実施します。

相談には人権擁護委員および法務局職員が応じます。秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

●日時 6月27日(月)～7月3日(日)／午前8時30分～午後7時（7月2日(土)・3日(日)は、

●対象 原子力損害賠償紛争審査会で策定した第一次指針の中で示された、政府による避難等の指示のあった区域で事業を営んでいた中小企業

詳細、その他の内容については、お問い合わせください。

●東京電力(株)コールセンター ☎0120-926-1404

●白河商工会議所 ☎233101